

平成29年7月14日

BayWa r.e.Japan 株式会社

代表取締役 伊藤 正裕 様

神戸市長 久元 喜造

「(仮称) 神戸山田太陽光発電所建設事業 環境影響評価事前配慮書」
についての意見書

「(仮称) 神戸山田太陽光発電所建設事業 環境影響評価事前配慮書」(以下、「配慮書」という。)に関して、神戸市環境影響評価等に関する条例(平成9年10月条例第29号)第8条の7第1項の規定により、下記のとおり、環境の保全の見地からの意見を述べる。

記

1 全般的事項

(1) 事業計画の検討

ア 本事業は、緑地の保全、育成及び市民利用に関する条例に基づく緑地の育成区域内で実施されることから、自然環境への影響を可能な限り回避又は低減した事業計画を検討する必要がある。

イ 事業実施区域周辺に住居が存在することも踏まえ、配慮書に記載した複数案に限らず、周辺の住居等からの景観に配慮した太陽光パネルの配置を検討するとともに、住民からの意見に十分に配慮した事業計画を検討する必要がある。

(2) 環境影響評価の実施の方針

環境影響評価手続の実施事例に限らず、既に運転が開始されている太陽光発電事業における環境影響の事例を可能な限り調査し、その知見等を活用して、調査・予測・評価を実施する必要がある。

(3) 災害時の対策

太陽光発電所の供用後は、管理者等が常駐しないことが想定されるが、そのような場合においても、土砂災害等の発生を未然に防止するため、日常時における点検・管理体制の構築を検討する必要がある。

(4) 設備利用終了後の措置

太陽光発電設備の利用終了後に設備等が放置された場合、環境に悪影響が生じる恐れがあることから、利用終了後に当該設備が確実に撤去されるよう、事業の早期段階からの太陽光発電設備の廃棄費用の調達を含めた事業計画を検討する必要がある。また、当該区域は緑地の育成区域であることから、太陽光発電設備の撤去後の植生回復等も含めた事業計画を検討する必要がある。

2 個別的事項

(1) 大気質

造成工事の実施等に伴い発生する粉じんについて、周辺住居への影響を可能な限り回避又は低減するための措置を検討する必要がある。

(2) 水質

事業実施区域及びその周辺地域に、ため池や水道水源等が存在することから、土地の改変に伴う雨水の流出量の変化等について、調査・予測・評価を実施する必要がある。また、集中豪雨時における濁水対策についても万全を期する必要がある。

(3) 地盤

本事業により実施される工事は、大量の切土・盛土を伴うことから、地盤の安定性に関する調査・予測・評価を実施するとともに、適切な雨水排水計画を策定する必要がある。

(4) 植物・動物

ア 本事業は大規模な自然地の改変を伴うため、希少種を含めた植物・動物について、適切に調査・予測・評価を実施する必要がある。特に、事前配慮段階における調査の結果、事業実施区域内の水辺環境に様々な種類の水生昆虫・藻類が生息・生育している可能性があることから、年間を通じて適切な時期に調査を行う必要がある。

イ 調査の結果、希少種をはじめとする植物・動物の生育・生息環境への影響が認められた場合は、移植等の代償措置の検討に優先して、それらの影響を回避又は低減するための措置を検討する必要がある。やむを得ず移植等の代償措置を実施する場合は、あらかじめ移植後の維持管理方法を検討しておく必要がある。

ウ 太陽光パネルの反射光が鳥類の生育環境に及ぼす影響についても、調査・予測・評価を実施する必要がある。

エ 太陽光パネルの設置に伴う周辺気温等の気候変化による植物・動物への影響について、調査・予測・評価を実施する必要がある。

オ 本事業実施区域に外来生物（神戸版ブラックリスト 2015 掲載種）が侵入及び定着しないよう、適切な対策を検討する必要がある。

(5) 景観

ア 太陽光パネルの設置場所を視認できる範囲を把握した上で、周辺住民の生活に密着した地点や事業実施区域を遠望できる地点等、適切な眺望点を選定し、調査・予測・評価を実施する必要がある。また、周辺道路からの景観についても、調査・予測・評価を実施することが望ましい。

イ 太陽光パネルの反射光による影響を、季節的变化にも配慮し、調査・予測・評価を実施する必要がある。

(6) 地球温暖化

森林の消失による環境影響のみならず、太陽光発電による二酸化炭素排出量の削減効果も含めて、調査・予測・評価を実施する必要がある。また、建設機械の稼働や工事車両の運行に伴う影響についても、調査・予測・評価を実施する必要がある。

(7) その他

太陽光パネルの設置に伴う周辺気温等の気候変化による住民の生活環境への影響について、調査・予測・評価を実施する必要がある。